

第3回志摩市環境基本計画策定委員会 議事録

日時：平成27年8月24日(金)午後1時30分～

場所：志摩市役所 602・603 会議室

【開会】

事務局

委員の変更があった。

- ・企画部地方創生担当参事 加藤倫之委員
- ・生活環境部長 稲田元昭委員
- ・商工観光部長 原口吉弘委員
- ・上下水道部長 北山幸裕委員

本日は川口委員、加藤委員、伊藤委員、中村委員が欠席である。

委員長

第3回委員会は当初5月の予定であったが、3カ月ほど延びて今日に至った。大詰めの段階に入ってきた。熱心なご議論をお願いしたい。

2. 議 事

(1) 志摩市環境基本計画（案）について

委員長

環境基本計画の案について、事務局から説明をお願いする。

事務局

(資料に基づき説明)

本日は計画のほぼ全ての内容を提案させていただいた。第4章「施策の展開と取り組み」、第5章「重点的取り組み」、第6章「計画の推進に向けて」を中心にご協議いただきたい。以前配付した資料の見直しなどを行っている。ご了承いただきたい。

事前配付資料5ページ、第2章「志摩市の環境」の人は地方創生の関連で策定している「志摩市人口ビジョン」で決定した推計人口を入れている。

52ページ、指標の「生活排水処理施設整備率」は推計人口に影響を受ける。目標値は国立社会保障・人口問題研究所の推計値を使用している。志摩市人口ビジョンの数値により再度算出し直す。ご了承いただきたい。

29ページ、第3章「計画の目標」の「望ましい環境像」は「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち 志摩」と設定した。

34 ページ、環境目標「地球規模で考え、低炭素社会を実現するまち」では、「温室効果ガス排出抑制の推進」と「再生可能エネルギー導入の推進」という施策の方向で構成している。指標は、二酸化炭素を対象とした温室効果ガス排出量の削減率と公共交通機関の中のバスの乗車人数。

36 ページ、再生可能エネルギー導入の推進では、公共施設における再生可能エネルギー設備の導入と市民等への普及啓発の施策を考えている。指標は、公共施設における再生可能エネルギー設備の導入箇所数。

38 ページ、環境目標「豊かな自然を守り、人と自然の共生を実現するまち」では、3つの施策を設定している。

「自然環境の保全・管理」では、豊かな自然の中で生物が生息できる環境を守るために、開発行為などに対する指導や環境調査、情報収集、外来種の除去、河川、海浜、湧水などの保全などを図っていきたい。指標は、再生干潟・藻場面積。

「自然とのふれあいの推進」では、自然とふれあう機会や場所をつくり、道路沿いなどの植栽や清掃など、観光地としてのおもてなしの環境づくりを進めていく。指標は、主な施設での体験コンテンツ参加者数という内容で検討中。

「公益的機能の保全」では、農地、森林、公園などには、二酸化炭素の吸収や水源のかん養、災害防止、景観保全などの公益的機能があることから、その保全のために農道などの整備や耕作放棄地の増加を防止し、森林の適正管理を進め、間伐材などの資源の事業化に向けた支援を考えている。指標は、間伐実施面積と都市公園等の面積。

46 ページ、環境目標「環境への負荷を低減し、循環型社会を実現するまち」は3つの方向で構成している。

「3Rの推進」は、廃棄物の発生を抑制し、再使用や再生利用が進むように、生ごみ処理機の購入助成や堆肥化などの啓発を行うと共に、3Rに関する意識啓発や市民活動への支援を考えている。指標は、生ごみ処理機の補助件数、一般廃棄物のリサイクル率、ごみ減量化に関わる市民活動団体数。

「廃棄物の適正処理の推進」は、適正なごみ処理と不法投棄対策を推進するため、廃棄物を野外焼却するのではなく、分別して処分されるように啓発し、環境監視員などによる不法投棄などの状況把握に努め、啓発だけでなく、法的な措置も含めて対処していくことを考えている。指標は、ごみの総排出量と不法投棄の報告件数。

「快適な住環境の確保」は、大気汚染に関して、大気環境の常時監視システムにより状況を把握し、野外焼却などによる汚染を少なくするための啓発などに努める。水質汚濁に関しては、生活排水や産業排水による汚染を防止するため、下水道への接続や浄化槽の普及と維持管理の啓発に努める。騒音・振動については、状況の把握に努め、事業場などへの啓発などに努める。化学物質については、ダイオキシン類などの有害物質の情報の収集と提供に努める。防災・防犯対策として、関連施設の整備やネットワークづくりなどの整

備を進め、災害発生時の廃棄物については計画に基づいて処理を進める。指標は、野外焼却や騒音・振動に関する苦情相談件数、生活排水処理施設整備率、木造耐震補助件数。

55 ページ、環境目標「歴史や景観を大切にし、潤いのある暮らしを実現するまち」では「歴史的・文化的資源の保全」「景観保全の推進」「環境資源活用の推進」の3つの方向で構成している。指標は、指定・登録文化財数と歴史民俗資料館入館者数、都市計画マスタープラン地区構想の策定地区数、学校給食への地域産品の導入割合、体験コンテンツ参加者数。

60 ページ、環境目標「環境について学び、主体的に行動するまち」は、「環境学習・環境教育の推進」と「環境保全活動の推進」で構成している。指標は、小中学校での環境教育実施回数と里海ホームページへのアクセス件数、里海ガイド登録者数。

65 ページ、重点的取り組みとして地球温暖化対策の推進、環境資源の保全と活用の推進、資源循環型社会の推進、3つ設定した。

70 ページは里海ライフスタイル10+1の市民版、71 ページは事業者版。広報誌などを通じて啓発を行い、広めていきたいと考えている。

72 ページ、第6章「計画の推進に向けて」では推進方策と進行管理の方法について定めている。

組織体制については、庁内組織の「環境調整会議」を新たに設置し、施策に関する連絡・調整を行う。計画に関する施策の実施状況等を取りまとめ、自然環境保護審議会に報告し、審議会から意見や提案等をいただき、計画の目標達成に向けた取り組みに活かしていく。

市の役割として、市民や事業者、関係機関との連携により、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施すること、市の事務事業においても環境負荷の低減などについて、一事業者としての立場から率先して環境保全に取り組む。

市民の役割として、日常生活において、生活排水対策や廃棄物の減量などにより、環境への負荷を低減すること、環境の保全に努め、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する。

事業者の役割として、環境への負荷の低減や適切な資源管理など、環境に配慮した持続可能な事業活動を推進すること、環境の保全に努め、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する。

国・県や近隣の自治体との協力については、大気汚染や水質汚濁、地球温暖化などの環境問題は広域的な取り組みが必要とされるため、国や県、周辺自治体と連携して取り組む。

74 ページ、進行管理の方法について。本計画で掲げた施策を着実に推進するために、PDCAサイクルにより達成度や施策の実施状況を把握し反映し、目標の実現に向かって取り組んでいく。平成33年度に計画の中間見直しを行う。

計画の推進体制について。計画に沿って、市、市民、事業者でそれぞれに取り組みを進め、その実施状況等の報告により進捗状況を把握し、市から自然環境保護審議会に報告する。審議会で審議いただいた意見や提言などは、担当部署にも提供し、必要に応じ環境調

整会議で調整して、以降の事業等に反映、改善しながら取り組みを進める。環境像である「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち 志摩」に向けた取り組みを、市、市民、事業者が一体となって進めていくというイメージになる。

資料編には、資料-1 ページと 2 ページには策定経過と委員名簿の内容を掲載する。後日お示しする。

資料-3 ページからの「市民 3000 人対象のアンケートと中高校生対象のアンケートの調査結果」、「市民会議の結果」概要は、以前配付した内容と同様である。加えて、計画書で使用されている用語の解説を設けた。

委員長

まず第 4 章の 5 つの目標ごとの各施策について、その後、第 5 章、第 6 章についてご意見をいただきたい。

次回、環境基本計画の最終案を事務局から提案させていただく。

今回策定しているのは基本計画であり、個別の施策をすべて網羅的に掲げるというような性格の計画ではない。本日いただくご提案、ご意見の中にも、今回の基本計画の中に反映できるもの、反映できないものも生じるかもしれない。それらについては個別の施策として実施に当たって検討していただく。

副委員長

環境目標の 3 番目の「環境への負荷を低減し、循環型社会を実現するまち」、(3) の快適な住環境の確保に関して、大気汚染、水質汚濁、一般的な公害等に関する問題で、循環型社会とは言えないものが含まれているのではないか。3 番の環境目標の循環型社会の後に、(3) 快適な住環境の確保ということがわかるよう文言を修正していただくことは可能か。

事務局

環境目標の「環境への負荷を低減し、循環型社会を実現するまち」と整合性を取った文言を検討する。

委員長

環境目標 1、「地球規模で考え、低炭素社会を実現するまち」についてご意見をいただきたい。

委員

個人の井戸の水を便所などに使うとエコになるのではないか。家の井戸は災害用に 5 年前から利用できないかどうか、市のほうで調べていたと思うが。

委員

防災のほうでは調査をしていた。

事務局

災害時に協力できるかということで、確かに井戸を調べた。

私の家も井戸があって、協力できるという回答をした。基本計画に反映は難しいと思うが、ご意見があったこととお話しさせていただきたい。

委員

水道代もちょっと安くなる。私のところではトイレと洗濯だけやっている。自分のところで配管した。利用していれば井戸も汚れない。

委員

34 ページ、「市内から排出される温室効果ガスの排出量を把握」はどのように把握するのか市の体制を教えてほしい

35 ページ、二酸化炭素が 25 年度で 23.5%という数字は多いほうがいいのか、少ないほうがいいのか。

「25 年度の排出量に対する削減率」は最近のデータを拾わないとどういう状況の中で取り組んでいくのかという数値が読みにくいと思う。

事務局

温室効果ガスの排出量の算定方法は、国が三重県全体の温室効果ガスの排出量、エネルギーの使用量を公表しているが、2~3 年遅れて出てくる。最新のものは平成 24 年度までのものが出ている。三重県全体の排出量を産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門に分け、志摩市分に割り振って求めるという方法で算出している。

委員

例えば国が 10、県が 5、志摩市が 3 というようなものは出にくいのか。

事務局

二酸化炭素は平成 24 年で 36 万 3000 トンぐらい排出されている。志摩市で割合として一番多いのは運輸による排出量が 1/3 以上を占めている。

10 ページ、25 年度の数字は 18 年度を基準年として、これが 23.5%の削減で、それ以上のものを目標として 30%という設定をさせてもらっている。

上の 36 万 3000 トンは市域全域、下の 25 年度 8700 トンは志摩市が動くことによって出されている。

志摩市の中では市役所が一番たくさん出している。国は、市が自分で出しているのをま
ず明らかにし、できれば市全域のものも明らかにしなさいということで2つ数字が出てく
る。市役所が直接関わっているのは下の8700トンのところで、これの削減を努力している。

委員

35ページの現状の23.5%というのは全体の削減率と捉えたらよいのか。

事務局

市役所の事務事業で出てくる温室効果ガスである。

委員

計画の中には公共だけのものであって、民間が心配する全体の数値というのは出てこな
いのではないか。

事務局

市内における温室効果ガスの25年度のところが横棒になっている。25年度が基準で、10
年後が25年度よりマイナス18.4%減らそうという目標である。

副委員長

25年度というのはどういう基準で決められたのか。

委員

18年があるのであれば載せたらいいのではないか。

事務局

今回は市全体のものを新たに作る。25年度を基準年でスタートする。前からある市役所
の事務事業だけの分については18年度を基準でやってきているので18年度の基準になっ
ている。

委員

そういうことはもっと詳細に説明してほしい。

副委員長

民俗資料館のデータを24年度のデータにされたが、同じようにこの棒線になっていると
ころも24年度のデータを入れることもできるのではないか。

事務局

パーセンテージではなくて、排出量で数字を入れるということによろしいだろうか。

副委員長

市内における二酸化炭素は平成 25 年度を基準と書いてあるが、ここだけ 24 年度に変え
るとか。

事務局

国が 9 月ごろに最新データを出す。次の委員会には 25 年度の速報値をお示しできるかも
しれない。

25 年度を基準年にしたのは、日本が削減目標を 7 月に国連に新しく提出したので、それ
と合うということで、基準年を 25 年にした。最新のものは環境基本計画の本番が出るまで
には、速報値が何とか更新できるだろうと考えている。

委員

市内全体の温室ガスの排出量は何か基準があって出るはずだが、どんな状況で全体を把
握するのか。具体的に教えてほしい。

事務局

国からマニュアルが出ている。三重県の 1 世帯あたりの電気、灯油、ガス使用量の平均
値に世帯数を掛けて出している。自動車は陸運局ベースでどれだけガソリン・軽油が使わ
れているかがわかっている。それを市町分に置き換えて台数から割っていく。産業は出荷
額で行っている。

委員

焼却場から出る熱の利用はこの中には入れられているのか。

委員

排熱を利用して発電している。

委員

そういうものを造る場合、これからもその方向でやっていくよう考えていただきたい。

委員

36 ページ、37 年度までの目標で、設備導入箇所を 5 カ所増やすとあるが、この内容は
何か。RDF やコージェネなどいろいろあると思うが、この数字の中身は何かあるのか。

事務局

基本的には太陽光発電を想定している。

委員

個人がつけている太陽光発電の数字は出てこないのか。申請している団体の数字とか。

太陽光パネルは30～40年で産業廃棄物として出てくる。その対策もこの中に盛り込んでいかないと、後始末を30年後、40年後の人たちが全部背負わなければならない。文章に表さなくてもよいが、考えていただきたい。

委員長

「豊かな自然を守り、人と自然の共生を実現するまち」についてご意見をいただきたい。

委員

太陽光発電は大きな面積を使う。自然破壊などマイナス面も考えなければいけない。

委員

39ページ、平成37年度までの目標で、再生干潟の面積は具体的にどのくらいあるのか。

委員

再生干潟は、現在3カ所行っている。今後さらに進める。現在再生干潟は5haある。目標は10haぐらいまで持っていきたいと考えている。

委員

38ページ、「関係機関と協議します」とあるが、この関係機関とは何か。

事務局

海城公園地区の指定は国が行う。環境省、県も関連するので、県の機関との協議ということである。

委員

そこに住んでいる人たちがいるが、勝手に指定してしまうのか。地元のパブリックコメントは関係ないということか。

委員

海城公園は環境省がメインで動いている。指定するについては皆さんの意見を聞く必要があると思う。

委員長

「環境への負荷を低減し、循環型社会を実現するまち」にいてご意見等いただきたい。

委員

48 ページ、「環境監視員」とは何か。

事務局

市では 18 人の環境監視員を委嘱している。不法投棄、大気の状態、水質汚濁など監視業務を行っていただいている。

委員

監視項目はどこかに載っているのか。

事務局

細かい項目は載っていない。年に 2 回学習会をしている。監視員は自治会から推薦してもらった方を委嘱させていただいている。

委員

監視員は 2 人ペアで各地域をパトロールして行政へ連絡し、対応してもらっている。細かい事柄は自治会で対応している。週 3 回行っている。

委員

48 ページ、野外焼却の防止とあるが、刈った草をごみ袋に入れるのは大変である。全くしてはいけないのか。

事務局

田畑等は例外で認められている。煙等の迷惑がかからないように指導している。

委員

年間どれぐらいの苦情があるのか。

事務局

60 件ぐらいの苦情が来ている。

委員

野焼きをした後の臭いでイノシシが来なくなるという話がある。

委員

例外項目で禁止されていないが、人に迷惑をかけないようにお願いしたい。

委員

49 ページ、「ポイ捨て防止の啓発」とあるが、条例はあるのか。よそでは罰金制度まで設けている。来年サミットもある。縛りをきつくしておいたほうがいいのではないかと。

事務局

大規模なものは年3回、ポイ捨ては隔週で拾いに行ったり、清掃センターの職員で随時拾っているが、次の日には放られている。いちごっこで悩んでいる。

委員

条例を作ればある程度抑制できるのではないかと。サミットを機にまちがきれいになるとよい。今後検討してもらいたい。

事務局

たばこの吸い殻の投棄、空き缶等のポイ捨ての場合の措置は「志摩市まちを美しくする条例」第9条で設けている。

委員

罰則ではないのか。

事務局

回収命令と自動販売機設置者への適正な管理等である。3万円以下の罰金がある。

委員

ポイ捨ては駄目ですよというやわらかい言葉では余計放っていく。看板をかけて啓発しないといけない。人口減に比例してごみの排出量も減量していかなければいけない。目標数値はあるが、施策面でどのようにやっていくか十分検討してほしい。

委員

不法投棄の監視カメラを申請したが、金がないということで却下された。

事務局

悪質な不法投棄現場には県から監視カメラを借り受けて1カ所設置している。市では購入していない。

副委員長

49 ページ、ごみの最終処分量に関する目標は入れなくてもいいのか。

51 ページ、「ダイオキシン類」という具体的な名称を挙げているが、これは何か意図があるのか。

事務局

環境基準が設定されていて目標として設定しやすいのでダイオキシン類を化学物質の代表として挙げている。

副委員長

排出源はどこなのか。山田エコセンターか。

事務局

測定は県でやっている。その数字を使わせていただいている。

事務局

最終処分量の埋立量については計画の数量を設定することは非常に難しい。1度帰って検討したい。最終処分場は延命するようになるべく埋立しない方向でやっている。

委員

53 ページ、「包装紙や梱包材は必要最低限にし、ごみの減量化に努める」で、市民、事業者とあるが、市民のほうではなすべがない。事業者のほうを指導できないか。

事務局

減量は進んでいるが、今後もさらなる減量の推進を図っていただきたい。家庭ごみについては、生ごみの水切りを広報誌等をお願いしている。生ごみの水切りは大変影響が大きい。販売店にはチラシなどを配布させてもらっている。事業系については生ごみも多いため処理機の助成などを考えている。

委員

生ごみはわかるが、包装紙については何ともしようがない。

委員長

ここの記載が容器包装ごみについてだけ言っているように読める。

委員

業者の指導なり積極的にやっていただきたい。

委員長

計画の記載を見直すことも含めてご意見として伺っておきたい。

「歴史や景観を大切にし、潤いのある暮らしを実現するまち」、についてご意見等いただきたい。

委員

56 ページ、「各種市民団体と協力するなど、道路の美化に努めます」、この各種市民団体というのはネットワークができているのか。

事務局

現在、ネットワーク化はできていない。建設の部署でやっている美化パートナー事業が主になる想定で書いている。ほかにも一般の道路のごみ拾いをしていただいている団体さんなどとの協力も想定している。

委員

皆さんの力を集めたいのであればネットワークを作っただけであれば我々も市民として動けるのではないか。

委員

地産地消の必要数量、生産数量、流通形態、売上など、現状のデータはあるのか。

事務局

データは把握していない。今後、環境基本計画を策定する中で必要であればデータを収集し、出せるデータがあればご提供させていただきたい。

委員

流通システムがない地産地消は掛け声だけに終わってしまう。地元の人材、事業者の関わりなども加えてほしい。

事務局

検討する。

委員長

他部局の事業を環境基本計画に掲げられる意義は大きい。貴重なご意見として承っておきたい。

委員

59 ページ、市民・事業者が取り組むべき行動例を早く示してほしい。

委員長

取り組み例は数項目挙がっているが、足りない部分があれば検討する。「環境について学び、主体的に行動するまち」についてご意見等いただきたい。

委員

63 ページ、「地域のネットワーク化を図り、環境情報などの共有に努める」、この事務局はどこになるのか。

事務局

市民、事業者に取り組んでいただく例として挙げている。市が事務局をやることを想定しているものではないが、市が市民活動団体を取りまとめてネットワーク化を図っていくべきであるというご意見ということだろうか。削除したほうがよいのか。

委員

「インターネットなどから入手する」というのは、情報化社会で SNS でも情報が入ってくるが、これを動かしていくためには基本となるスタイル、考え方を持ったところがないと、ただの情報の横流れになってしまう。

気象学的には 2040 年が対策のリミットだという気象学者のデータが出ている。そういうものの発信をどこかが中心になってやっていると間に合わない。スイッチが入ったら誰も止められない。

委員長

項目削除ということではなくて、やり方を具体的な形で提案してほしいということだと思う。ご意見として承っておきたい。

副委員長

地球温暖化に関して、環境省、環境省の外郭団体、その他いろいろなところがウェブサイトを作って情報を発信している。それを体系的にわかるようなウェブサイトを志摩市が作るとよいのではないか。

委員

県の「暮らしの省エネガイドブック」では一般家庭から出る二酸化炭素をグラフ化して削減量が具体的に一目でわかるように項目別に分けてある。情報化のネットワーク、体系化を図るためにも、知識と主体性を持った組織が必要。

副委員長

61 ページ、ポータルサイトへのアクセス件数は「検討中」となっているが、いつ確定するのか。

事務局

担当部署に確認する。

副委員長

どのように目標値の数値を決めたのか。

事務局

施策の方針ごとに行う対応策に基づいた目標の設定をしている。志摩市総合計画の目標と整合を取る必要がある。総合計画で目標として設定しているものの中で環境基本計画の指標にふさわしいものをピックアップして設定した。モニタリングのしやすさも選定の1つの要素になっている。

副委員長

この目標は達成可能なものなのか、あるいは頑張れば何とかなるものなのか。

事務局

個々の施策を実施する担当部署で目標を設定している。人口減少も十分に踏まえた中で設定されていると思う。

副委員長

過小な目標を設定するのもどうかと思うし、過大な目標を設定するのもどうかと思う。うまくバランスが取れるような形でやっていただきたい。

委員

61 ページ、小中学校の環境教育実施回数は、現況が 54 で、目標は 52 と下がるのは何か。

事務局

小中学校の学校再編で学校数が減る。この指標は学校ごと環境教育の実施回数であるため学校が減ってしまうと同じ回数をやっても減ってしまう。学校数が減った中でも実施回数を増やした目標の回数になっている。

委員

62 ページ、「望ましい環境像を目指して自然と環境を守るという意識の醸成を図ります」とあるが、望ましい環境像はできているのか。

事務局

29 ページに望ましい環境像がある。62 ページに書くと長くなるため、ここでは「望ましい環境像」という表記にさせていただいた。

委員

取り組み例の中に市民と事業者と分けているが、行政も事業者ではないのか。

事務局

市民、事業者の取り組み例が右ページ、左側が市の施策になる。

委員長

第 5 章、第 6 章についてご意見をいただきたい。

副委員長

74 ページ、進行管理の方法で「見直しを行います」とあるが、どういう組織で見直しを行っていくのか。環境調整会議が主体になるのか。

事務局

委員会を設置して見直しについて検討したい。

委員

里海の中には里山も入ると聞いたが、「沿岸域」は海に関係した言葉である。里山についても記述を入れてもらわないと、海のことばかりのように感じられる。

委員

生態系は網目状につながっている。里海という海面だけの言葉で結びつけるよりも、言葉づかいはもう少し広く大きくわかりやすいものがよい。

委員

「海域と海域の影響を与える陸域を一体の沿岸域と捉え」の「陸域」は里山、里地も入っている。里海、里山すべてが入ったものを志摩市としては新しい里海という形で考えている。ご理解を賜りたい。

委員

あとで見るとこの文章は重要になってくる。その段階であまり誤解のないような形にしていきたい。

委員長

計画の文言を見直させていきたいと思うが、市としても新しい里海の捉え方について粘り強く積極的な広報がより必要である。

本日いただいたご意見は、環境基本計画としての性格や役割を踏まえ、反映できるものは反映させ、個別の施策として検討すべきものについてはきちんと記録として残させていただく。そういう形で取り扱わせていただきたい。

事務局

10月7日か8日を目途に第4回を開催する。日程が決まり次第報告をさせていただきます。

委員長

次回は最終案についてご協議いただく。本日言い残されたことがあれば事務局にご連絡いただきたい。

以上で本日の委員会を終了する。

以上